

感震ブレーカーQ&A

<補助対象者等について>

Q1 経費は、申請者がいったん全額支払うのですか？

A はい。取り付け完了してから、写真を撮っていただき、実績報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、指定の口座に補助金を振り込みます。

Q2 事業所や個人住宅兼事業所は申請できますか？

A 個人の住宅が対象となります。

個人宅兼事業所の場合は、自宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、個人宅について補助金の対象となります。

Q3 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A それぞれの世帯で申請できます。

Q4 賃貸住宅の場合に、一括して申請できますか？

A 住戸ごとにブレーカーが設けられている場合のみ、申請できます。

<申請について>

Q1 申請は、いつ行えばよいですか？

A 感震ブレーカー購入後、消防本部予防課に申請することになりますが、必ず事前に消防本部予防課に連絡し、製品（メーカー型式）や補助金交付対象になるか確認してください。

Q2 申請書は、どこでもらえますか？

A 消防本部予防課にあります。また、消防本部ホームページからもダウンロードできます。

Q3 申請受付場所は、どこですか？

A 消防本部3階予防課で受付（9時～17時まで）します（土日祝日は除く）。

Q4 申請書は郵送してもいいですか？

A 書類に不備があった場合、交付できない場合がありますので、持参して申請ください。なお、申請するのが困難な場合は、消防本部予防課に相談して下さい。

Q5 申請の締め切りは、ありますか？

A 締め切りは、平成30年1月31日までとなります。
ただし、交付の申請は、先着順になります。申請額が予算額50万円を超えた時点で、終了となります。

Q6 予算額を超えて申請の受付を締め切る時、お知らせはありますか？

A 消防本部ホームページに掲載します。

Q7 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

A 別の名義人の口座に振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同一として下さい。

Q8 壊れた場合、補助金がでますか？

A 修理費用等について、補助金はありません。

Q9 取り付けは、だれが行うのですか？

A ご自身で、取り付けしてください。

<感震ブレーカーの概要>

Q1 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A 震度5強以上で作動します。

Q2 建物すべての電気を遮断するのですか？

A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられますので、その対応策を考えておいてください。

Q3 簡易タイプの感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

A コンセントタイプ、おもりタイプ、バネタイプがあります。
なお、簡易タイプとは、電気工事がいらぬ簡易な製品のことです。

Q4 感震ブレーカーはどこで購入できますか？

A ホームセンター等で購入できます。